

令和 8 年

第 7 回飯舘村農業委員会定例総会
会議録

(令和 8 年 8 月 2 0 日)

飯舘村農業委員会

令和8年第7回飯舘村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和8年8月20日（木）					
招集場所	飯舘村役場 2階 第一会議室					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和8年8月20日 午後1時00分 閉会 令和8年8月20日 午後2時17分					
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員 出席委員 6名 欠席委員 1名 〔○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席〕	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	山田 豊	○	2	赤石澤忠則	△
	3	開沼 剛	○	4	菅野啓一	○
	5	嶋原清三	○	6	西尾ツネ	○
	7	原田直志	○			
会議録署名委員	1番 山田 豊			3番 開沼 剛		
職務出席者	事務局長 松下貴雄 事務局次長 齋藤博史			事務局 草野健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和 8 年第 7 回飯舘村農業委員会定例総会

飯舘村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	松下義喜	草 野	議案第 1 2 号
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	紺野政勝	関 沢	
4	庄司武実	小 宮	
5	濱名時夫	八木沢・芦原	議案第 1 5 号、1 6 号の 2
6	郡 之雄	大 倉	
7	菅野和彦	佐 須	
8	西川 徳	宮 内	議案第 1 6 号の 3
9	佐藤隆男	飯樋町	
10	渡邊文夫	前田・八和木	議案第 1 4 号
11	三瓶政美	大久保・外内	
12	新妻幹男	蕨 平	
13	林 吉安	臼 石	

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指定
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 2 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 1 3 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 1 4 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画
変更申請について
- 日程第 7 議案第 1 5 号
営農型太陽光発電設備の設置（更新）について
- 日程第 8 議案第 1 6 号
農用地利用集積等促進計画 (案) に関する意見について

(会議の経過)

○開会

事務局次長) ただいまから令和8年第7回飯舘村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) 皆さんこんにちは。午前中から蕨平のトマトハウス視察ということで、試食までしてきましたけれども、貴重な施設を拝見させていただきました。ありがとうございました。千葉の台風ありましたけれども、いつまた福島県も災害にならないとも限りませんので、台風期間が過ぎるまでは是非万全に体制を整えてもらって生活してもらいたいと思います。簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

○総会成立宣言

会 長) 本日の定例総会出席委員は6名です。よって本日の定例総会は成立することを宣言します。
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局次長) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。
会議規則第22条の規定により、1番 山田豊 委員、
3番 開沼剛 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。
会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定します。

○日程第4 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議 長) 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事 務 局) それでは、議案第12号について(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。
担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)松下義喜 が報告します。
8月13日に譲受人と一緒に現地を確認、聞き取りをしました。
譲渡人へはお会いできませんでしたが、譲渡人が持っている村の
農地の管理等を全て任せるために譲りたいということでの申請の
ようでした。現地は草刈りもされており手入れが適正にされてい
ました。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議13:06~13:07)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第12号については、原案の通り可決することにご異議あり
ませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決いたします。

○日程第5 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議 長) 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
議 長) それでは議案第13号について事務局より概要説明をいたさせます。

事 務 局) それでは、議案第13号を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。
担当委員) 担当の(農業委員)嶋原清三 が報告します。
設定人の父の頃より、地区として駐車場を設置したいという話が
ありまして、是非それはやってくれということでした承は取れてい
たところでしたが、申請地が元々共有地で全員分の承諾を集める
のが困難であり、保留していました。今回、共有地からお一人の
土地として登記が整理されたことを受けて、地区としても集会を
実施する際の駐車場がないと駄目だということで、区長から設定
人に再度連絡を入れて承諾を得たそうです。申請内容に関しては、
区長からも聞いて問題ない旨聞き取っております。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議 13 : 13 ~ 13 : 14)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第 13 号については、原案のとおり可決することにご異議
ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第 13 号は原案のとおり可決することとし
ます。

○日程第 6 議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可後の事業
計画変更申請について

議 長) 議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可後の事業
計画変更申請について を議題といたします。

議 長) それでは、議案第 14 号について、事務局より概要説明をいたさ
せます。

事務局) それでは、議案第 14 号について(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)渡邊文夫 が報告します。
事務局の説明通りですが、8 月 8 日に代理人の行政書士に話を聞
きましたところ、理由としては電力事業者側の事業遅延により期
間内に本体工事が終了しないため、転用期間延長をしたいという
ことでした。私の方から、当初転用申請時点から必要な期間を考
慮して申請できなかったのか、そうすれば 3 回も変更をすることは
なかったのでは、問いかけをしたところ、代理人からは、詳
細状況が分からないため答えられない、という回答でした。以上
です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議 13 : 20 ~ 13 : 25)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第 14 号については、原案の通り可決することにご異議あり
ませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第 14 号は原案のとおり可決いたします。

○日程第7 議案第15号 営農型太陽光発電設備の設置について

議長) 営農型太陽光発電設備の設置について を議題といたします。
それでは、議案第15号について、事務局より概要説明を
いたさせます。

事務局) それでは、議案第15号について(議案のとおり)説明します。

議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)濱名時夫 が報告します。
8月15日に設定人に電話をして確認したところ、書類も来て内
容も確認して問題ないとのこと。現地にも向かって確認しま
してかなり手入れされていて問題ないかなと思います。審議の方
よろしく願いいたします。以上です。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議13:31~13:37)

議長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第15号については、原案の通り可決することにご異議あり
ませんか。
(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決いたします。

○日程第4 議案第16号 農用利用集積等促進計画(案)に関する意見について

議長) 議案第16号 農用利用集積等促進計画(案)に関する意見について
を議題といたします。

議案が4件あるため、順番に進めます。

ここで、議案第16号の1については、私が担当する地区の案件
となるため、議長を職務代理者に交代いたします。

(会長職務代理者に議長を交代する)

職務代理者) それでは議案第16号の1について事務局より概要説明をいた
させます。

事務局) それでは、議案第16号の1を(議案のとおり)説明します。

職務代理者) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員) 原田直志 が報告します。

この案件につきましては、8月13日午後1時に現地へ貸付人の代表者1名、借受人の担い手、地区副担当委員と私の4名で現地を見ながら確認をしてまいりました。以前は蕎麦等作っていたんですが、中々売り上げが芳しくなく、周囲の地権者と同じく担い手にお任せしたいという意見が出てきましたので、その中でこの申請となりました。当事者もお貸しします何とかお願いするという意向と、担い手側もわかりました間違いなく私がやりますというお話でしたので、両者間違いのないということで、副担当と確認してまいりましたのでご審議の方よろしくお願いしたいと思います。以上です。

職務代理者) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 13:42～13:48)

職務代理者) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。

議案第16号の1については、計画案のとおり了承することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

職務代理者) 異議なしと認め、議案第16号の1は原案のとおり了承することとします。

以上で、議長を交代いたします。

(会長に議長を交代する)

議長) 続きまして、議案第16号の2について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第16号の2を(議案のとおり)説明します。

議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員) 濱名時夫 が報告します。

お盆に地権者の方とお会いしまして、話をしました。春先に役場の方から電話をいただいて、貸付に承認した、という話です。借受人に関しては、今年の春から既に耕作して稲作を始めているというような状況です。担い手からは春先から借りていますというような回答でしたが、少し所見と違うような印象を受けました。一点お繋ぎしたいのは、担い手が作っている田んぼなんですけれども、八木沢地区から芦原地区にかけて、本当に米を作っているのか、という状況です。ただ植えただけでは、という感じで、メ

イン通りがあの様相では厳しいかと、ほ場前を毎日通りますが、自分の田んぼを見てて情けなく思っています。本当にこれで10年間、貸していいのかなと、返してもらって自分で草刈りしていた方がいいんじゃないか、とも思ってしまうので、その辺もう一度しっかり役場事務局の方で指導するなり農政部局から話をするなりしないといけないんじゃないかなと思います。今回借りる、といった田んぼですけれども春に一度直播しまして、それがうまくいなくて代掻きしてもう一度植えてやっとあの程度育ったという状況です。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議 13:53~14:06)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第16号の2については、農業委員会からの意見書を担い手へ提出しつ、計画案のとおり了承することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第16号の2は原案のとおり了承することとします。

議 長) 続きまして、議案第16号の3について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第16号の3を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)西川徳 が報告します。
8月10日に、担い手法人の代表者へ電話をしまして、これまで人農家で作付けをやってきたところ、今回法人化したことによって、内容に変更はあるでしょうか、という質問をしましたらば、今までどおり同じですよという回答をいただきました。今回法人化したのには今後規模拡大の考えがあるためと法人化したという話をされており、結果としてはこれまで通りやることは変わらないそうなので、問題ないものと思われます。審議の程よろしくをお願いします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 14 : 11 ~ 14 : 12)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第 16 号の 3 については、計画案のとおり了承することにご
異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第 16 号の 3 は原案のとおり了承すること
とします。

議 長) 続きまして、議案第 16 号の 4 についてですが、急遽担当委員が
欠席となったため、事務局より概要説明と調査による所見を報告
いたさせます。

事務局) それでは、議案第 16 号の 4 を(議案のとおり)説明します。
調査による所見の報告でございますが、地区担当委員から調査結
果の共有を受けております。8 月に入りましてから、本件に関す
る地権者 2 名へ聞き取り確認を行いましたところ、貸付に関する
件は事実で問題ない旨と、該当担い手に貸しつける件も地権者、
担い手双方確認のうえ同意をしたことを聞き取っております。担
い手の法人側にも確認をしております。当該農地を借り受ける
ことに関しては自分で同意をしているということを聞き取った、
ということです。経過としましては、当該地一帯を本来は地域内
の別の担い手が借り受ける予定でありましたが、その別担い手が
10 年間、これから借受をするといったことが難しい状況になっ
たため、しっかり貸借が期待できる担い手の法人に貸付をしよう
ということで地域内の合意形成がなされ、農地中間管理事業にも
臨めた、ということのようです。貸付人、借受人双方同意が取れ
ている旨、地区担当委員が確認済みです。説明は以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議 14 : 16 ~ 14 : 17)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第 16 号の 4 については、計画案のとおり了承することにご
異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第 16 号の 4 は原案のとおり了承すること
とします。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和8年8月20日

飯舘村農業委員会 会 長 原田直志

同 議事録署名委員 1 番 山田 豊

同 議事録署名委員 3 番 開弘 剛